

以下は、「平和民主革新の日本をめざす北海道の会（北海道革新懇）」からの取材でお話しした内容です。「北海道革新懇ニュース」2012年4月号に「革新懇インタビュー」として掲載。

なくそう！官製ワーキングプア

——自治体の公契約条例は貧困克服の力になる

北海学園大学准教授 川村 雅 則

2009年千葉県野田市で始まった公契約条例が、川崎市、相模原市、多摩市と首都圏に広がっています。近い将来の制定に向けて動き出している自治体もあり、今後全国の自治体に広がる様相です。過労死問題から非正規労働者の貧困問題を研究している川村雅則さんに、札幌市の公契約条例案をめぐってお聞きしました。

■反貧困の宣言が公契約条例

川村 公共事業をはじめ、自治体は多くの仕事を民間事業者に発注しています。しかし、これまで基本的には仕事を発注した後のことには関与してきませんでした。しかも、「最小の経費で最大の効果」を追求するあまり、より安い価格で仕事を発注してきました。結果として、そこで働く人達の賃金・労働条件は著しく低下することになったのです。

それに対して、価格一辺倒の入札では問題である、もっと価格以外の要素を組み込んだ入札が必要だという機運が高まっています。「価格入札」から「政策入札」へという流れです。公契約条例は、そうした大きな流れのなかに位置づけることが可能です。

見方を変えれば、自分たちが発注する仕事でワーキングプアをつくらない、と自治体が反貧困宣言をしたものととらえることができます。

■官製ワーキングプアの実態は——

川村 では、公契約条例の出発点でもある官製ワーキングプアと呼ばれる人達の実態はどうでしょうか。例えば、北海道には、冬になると失業を余儀なくされる季節労働者が建設業を中心に数多く働いています。建設不況のもとで、彼ら季節労働者の賃金は年収 200 万円未満が 6 割という状況です。

あるいは私たちの暮らしの身近なところでいえば、家庭ごみの収集労働者は、市直営よりも委託が多いのですが、彼らは正規雇用でも年収 300 万円台、非正規では 200 万円台です。コミュニティセンター、スポーツ施設、福祉施設など公の施設も、いまは多く（札幌市は 418 施設）が指定管理者制度のもとで運営されています。施設は市のものですが、職員は市の職員ではありません。彼らのうち正規雇用は 3 割、残りは非正規雇用で、フルタイムで働きながらも年収は 200 万円台です。

■公契約条例で地域はどう変わる

川村 こうした状況から抜け出す重要な手段として、公契約条例に期待が集まりました。労働組合や弁護士そして研究者・機関等で構成される「札幌市公契約条例の制定を求める会」が結成され、私もそこに参加し、3 月には 300 人集会も実現しました。

しかしながら、条例制定よりもまずは入札制度の改善を／労働者間で賃金格差が生じるのではないか／説明が不十分で拙速であるなど、業界団体の批判が強く、今回の議会では継続審議扱いとなってしまいました。

残念ではありますが、落胆はしていません。誰もが不幸になるどん底に向かった競争状況をなんとかしなければならぬという点では、業界団体も含め、考えは一致していると思うからです。

また公契約条例は、賃金規制を通じた労働者の生活保障が直接の目標ですが、実際には、価格競争に巻き込まれて疲弊していた事業者にとっても、適正な価格での発注や公正な競争を保障し、さらには地域経済の循環や自治体財政の改善などの政策効果が期待されるものだからです。

政権交代に期待した国民の願いにこたえどころかおかしな方向に向かいつつある国政に対して、公契約条例はまさに自分たちの足下から反貧困を実現していく重要な運動です。次なる議会に向けて大きな運動をつくっていきたいと思います。

平和民主革新の日本をめざす北海道の会(北海道革新懇)

北海道革新懇ニュース

2012年4月
NO. 223

札幌市白石区菊水3条3丁目2-17 沢田ビル Tel. 011-824-6333 Fax. 011-824-6334
(発行毎月10日) 定価1部20円 E-mail:kakushin@star.px.to

全国革新懇の三つの共同目標

- ① 日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
- ② 日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
- ③ 日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

なくそう！官製ワーキングプア

自治体の公契約条例は貧困克服の力になる

二〇〇九年千葉県野田市で始まった公契約条例が、川崎市、相模原市、多摩市と首都圏に広がっています。近い将来の制定に向けて動き出している自治体もあり、今後全国の自治体に広がる様相です。過労死問題から非正規労働者の貧困問題を研究している川村雅則さんに、札幌市の公契約条例案をめぐってお聞きしました。

反貧困の宣言が公契約条例

川村 公共事業をはじめ、自治体は多くの仕事を民間業者に発注しています。しかし、これまで基本的には仕事を発注した後のことには関与してきませんでした。しかも、「最小の経費で最大の効果」を追求するあまり、より安い価格

で仕事を発注してきました。結果として、そこで働く人達の賃金・労働条件は著しく低下することになったのです。

それに対して、価格一辺倒の入札では問題である、もっと価格以外の要素を組み込んだ入札が必要だという機運が高まっています。「価格入札」から「政策入札」へと流れです。公契約条例は、そう

した大きな流れのなかに位置づけることが可能です。見方を変えれば、自分たちが発注する仕事でワーキングプアをつくらない、と自治体が反貧困宣言をしたものとして、実現することができそうです。

官製ワーキングプアの実態はー

川村 では、公契約条例の出発点でもある官製ワーキングプアと呼ばれる人達の実態はどうでしょうか。例えば、北海道には、冬になると失業を余儀なくされる季節労働者が建設業を中心に数多く働いています。建設不況のもとで、彼ら季節労働者の賃金は年収二〇〇万円未満が六割という状況です。

ています。施設は市のものですが、職員は市の職員ではありません。彼らのうち正規雇用は三割、残りは非正規雇用で、フルタイムで働きながら年収は二〇〇万円台です。

公契約条例で地域はどう変わる

川村 こうした状況から抜け出す重要な手段として、公契約条例に期待が集まりました。労働組合や弁護士そして研究者・機関等で構成される「札幌市公契約条例の制定を求める会」が結成され、私もそこに参加し、三月には三〇〇人集会も実現しました。

しかし、条例制定よりもまずは入札制度の改善を労働者間で賃金格差が生じるのではないかと説明が不十分で拙速であるなど、業界団体の批判が強くなり、今回の議会では最終的に継続審議扱いとなってしまうました。

残念ではありませんが、落胆はしていません。誰もが不幸になるどん底に向かった競争状況をなんとかしなければならぬという点では、業界団体も含め、考えは一致していると思うからです。

また公契約条例は、賃金規制を通じた労働者の生活保障が直接の目標ですが、実際には、価格競争に巻き込まれて疲弊していた事業者にとっても、適正な価格での発注や公正な競争を保障し、さらには

地域経済の循環や自治体財政の改善などの政策効果が期待されるものだからです。政権交代に期待した国民の願いにこたえるどころかおかしな方向に向かいつつある国政に対して、公契約条例はまさに自分たちの足下から反貧困を実現していく重要な運動です。次なる議会に向けて大きな運動をつくっていきたいと思います。



革新懇* インタビュー かわむら まさのり 川村雅則さん

1974年岩内町生まれ。北海道大学大学院教育学研究科博士課程修了。北海学園大学経済学部准教授。専門は労働経済論で構造改革の批判的な検証作業に従事。最近是非正規・ワーキングプア問題に集中的に取り組む。

あるいは私たちの暮らしの身近なところでいえば、家庭ごみの収集労働者は、市直営よりも委託が多いのですが、彼らは正規雇用でも年収三〇〇万円台、非正規では二〇〇万円台です。コミュニティセンター、スポーツ施設、福祉施設など公の施設も、いまは多く(札幌市は四一八施設)が指定管理者制度のもとで運営され